

与論町立学校給食センター整備事業 募集要項



令和8年7月

与論町 教育委員会

目 次

第1	募集要項の定義.....	- 1 -
第2	対象事業の概要.....	- 2 -
1.	事業名称	- 2 -
2.	事業の場所.....	- 2 -
3.	事業の目的.....	- 2 -
4.	事業スケジュール.....	- 2 -
5.	事業範囲	- 3 -
第3	事業者の選定に関する事項	- 4 -
1.	募集及び選定の方法	- 4 -
2.	募集及び選定のスケジュール.....	- 4 -
3.	応募者の資格要件等	- 4 -
4.	参加手続き等	- 6 -
5.	企画提案手続き等	- 7 -
6.	優先交渉権者の決定等.....	- 8 -
7.	提出書類等の取扱.....	- 9 -
第4	契約及び支払いに関する事項.....	- 11 -
1.	契約に関する基本事項.....	- 11 -
2.	町と事業者の責任分担.....	- 11 -
3.	契約書の内容等について疑義が生じた場合の措置.....	- 12 -
第5	その他	- 13 -
1.	情報提供	- 13 -
2.	問い合わせ窓口	- 13 -

第1 募集要項の定義

与論町立学校給食センター整備事業募集要項（以下、「募集要項」という。）は、与論町が設計建設一括発注（DB 方式（Design：設計、Build：建設））で発注する「与論町立学校給食センター整備事業」（以下「本事業」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について規定したものです。

また、本要項に添付されている以下の資料は、本要項と一体のものとし、以下、「募集要項等」と称します。

1. 与論町立学校給食センター要求水準書（以下、「要求水準書」という。）
与論町（以下、「本町」という。）が事業者に要求する具体的な性能水準を示すもの。
2. 与論町立学校給食センター審査基準（以下、「審査基準」という。）
事業者から提出された参加資格確認書・提案書等を審査する方法及び基準を示すもの。
3. 与論町立学校給食センター様式集（以下、「様式集」という。）
プロポーザルの参加に際して使用する様式を示すもの
4. 与論町立学校給食センター契約書（案）（以下、「契約書（案）」という。）
本町と優先交渉権者が締結する仮契約書の案を示すもの

第2 対象事業の概要

1. 事業名称

与論町立学校給食センター整備事業

2. 事業の場所

鹿児島県大島郡与論町茶花1400番地

3. 事業の目的

昭和50年3月に建築された与論町立学校給食センターは、築後50年が経過する中、劣化の進行や設備の陳腐化など様々な問題が生じています。

特に、屋根や壁の爆裂・クラックが顕著で、落下対策として応急的にベニヤ板で天井が設けられているほか、屋根の爆裂に伴う雨漏れに起因するシミが発生するなど老朽化による損傷等が深刻な状態です。

このような中、本町では、令和6年12月に「与論町立学校給食センター整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を、また令和7年11月には「与論町立学校給食センター整備基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。

本事業は、基本構想及び基本計画の具現化を図るもので、DB方式により民間事業者の創意工夫や豊富なノウハウを活用し、整備の基本方針として掲げた次の5項目が担保された施設を整備することを目的としています。

- (1) 安全・安心な給食提供
- (2) 学校給食の安定的な提供
- (3) 栄養バランスの取れたおいしい学校給食の提供
- (4) 食育・地産地消の推進
- (5) 防災拠点機能強化

4. 事業スケジュール

概ね下記のスケジュールを予定しています。

時期	工程
令和8年10月中旬	優先交渉権者の決定・公表
令和8年10月下旬	優先交渉権者との契約締結
令和8年10月下旬～令和9年3月	基本・実施設計
令和9年4月～令和10年6月	第一期工事（青年会館解体、新学校給食センター建設等）
令和10年7月～8月	開業支援（職員トレーニング等）
令和10年9月	操業開始
令和10年9月～令和11年3月	第二期工事（旧学校給食センター解体、備蓄倉庫等建設等）

5. 事業範囲

ア 施設整備業務

次に掲げる業務及びこれらに付随する業務とします。

- ・ 測量等事前調査業務
- ・ 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援含む。）
- ・ 設計業務（基本設計・実施設計）
- ・ 工事監理業務
- ・ 建設工事（解体工事、基礎工事、外構整備、排水処理施設（除害施設）整備を含む。）
- ・ 調理設備調達・搬入設置業務
- ・ 食器・食缶等調達業務
- ・ 事務備品調達業務
- ・ 近隣対応・周辺対策業務
- ・ 完成検査及び引渡し業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 開業支援業務

次に掲げる操業のための準備支援及びこれらに付随する業務とします。

- ・ 施設及び各種設備並びに備品等の取扱いに関するマニュアルの作成
- ・ 各種設備・備品等の試運転
- ・ 調理機器台帳・什器備品台帳の作成
- ・ 調理員の研修
- ・ 落成式・試食会等の開催支援
- ・ 施設概要パンフレットの作成

第3 事業者の選定に関する事項

1. 募集及び選定の方法

公平性及び透明性並びに競争性の確保に配慮し、設計及び施工、その他の関連業務について、高度な技術力と豊富なノウハウを有する事業者を公募型プロポーザルにより選定します。

2. 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたっては、下記のスケジュールを予定しています。

日程	工程
令和8年7月10日	募集要項及び要求水準書、審査基準、様式集及び契約書(案))等(以下、「募集要項等」という。)の公表
令和8年7月10日～24日	募集要項等に関する質疑の受付
令和8年8月3日	募集要項等に関する質疑に対する回答
令和8年8月3日～12日	参加表明書の受付
令和8年8月17日	参加資格審査結果の通知
令和8年8月17日～10月2日	提案関係書類の受付
令和8年10月上旬	審査会(プレゼンテーション審査)
令和8年10月中旬	優先交渉権者の決定・公表
令和8年10月下旬	優先交渉権者との契約締結

3. 応募者の資格要件等

ア 応募者

応募者は、本町が求める機能・性能を備えた学校給食センターを建設することができる企画力及び技術力、実績、資力等を有する複数の企業により構成されたグループ(以下、「応募グループ」という。)とします。

イ 応募グループの要件

応募グループは、以下に掲げる企業(以下、「構成企業」という。)で構成されているものとします。

① 設計企業

本施設の設計及び工事監理を行う企業とします。

② 建設企業

本施設の建設工事を行う企業とします。

③ 厨房設備企業

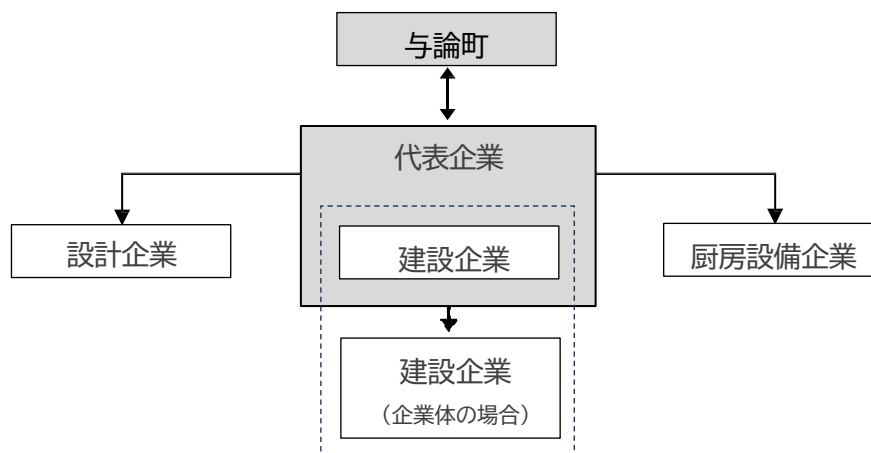
本施設の厨房設備及び食器・食缶等の調達を行う企業とします。

ウ 代表企業

代表企業は、建設企業(建設工事共同企業体の場合は出資比率が最大の企業)とします。

なお、代表企業は、応募グループ内の調整等を行い、本事業への応募手続きや優先交渉権者となった場合の契約事務などの窓口を担うものとし、本町からの通知等は原則として代表企業へ行います。

■ 応募グループの構成と連絡体制



工 構成企業等の要件

① 構成企業の要件

構成企業は、参加資格確認日において、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 与論町工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和 4 年告示第 108 号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (3) 構成企業（他の応募グループの構成企業を含む。）間で資本関係がない（他の構成企業の発行済み株式総数の過半の株式を有していないまたは、出資総額の過半を出資していない）こと。
- (4) 構成企業（他の応募グループの構成企業を含む。）間で人的関係がない（代表権を有する役員が他の構成企業の役員を兼ねていない）こと。
- (5) 主たる事務所等の所在地において、納期の到来している市町村税を完納していること。
- (6) 与論町立学校給食センター整備事業公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員及びその家族と資本関係または人的関係にないこと。

② 設計企業の要件

設計企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を受けた単体の企業であること。
- (2) 本プロポーザル応募参加願の提出日（以下、「参加願提出日」という。）現在、鹿児島県内に主たる営業所を有すること。
- (3) 与論町の測量・建設コンサルタント等の入札参加資格者登録を受けていること。
- (4) 参加願提出日現在、直接的かつ恒常的（3 ヶ月以上）雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を 3 名以上有すること。
- (5) 一級建築士事務所として、国、都道府県、市区町村の発注による学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 6 条の規定による共同調理場（以下、「学校給食センター」という。）の新築、増築または改築に係る基本設計または実施設計（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに設計が完了したものに限る。（設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。）」の実績を有していること。

③ 建設企業の要件

建設企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する単体の企業若しくは建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する企業を含む 2 者以上の企業で構成される建設工事共同企業体（この場合において、特定建設業の許可を有する企業の出資比率は最大であること。（全ての企業が建築一式工事に係る特定建設業の許可を有する場合を除く。））であること。
- (2) 参加願提出日現在、鹿児島県内に主たる営業所を有すること。
- (3) 参加願提出日現在、1 者以上は与論町内に主たる営業所を有すること。
- (4) 建設工事共同企業体の場合の最低の出資比率は 20% とすること。
- (5) 国、都道府県、市区町村の発注による公共建築物の新築、増築または改築に係る建築工事（平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに竣工したものに限る。（建設工事共同企業体で受注した物件については代表者であること。））の実績を有していること。（建設工事共同企業体の場合は、出資比率が最大の構成員に限る。）

④ 厨房設備企業の要件

厨房設備企業は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 参加願提出日現在、九州・沖縄県内に営業所を有すること。
- (2) 平成 23 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに、一日あたりの調理能力 500 食以上の学校給食センターに学校給食厨房機器一式を納入した実績を有していること。

⑤ その他

- (1) 参加資格確認日は、参加資格確認書類の受付締切日とします。
- (2) 応募者の構成員の変更は原則として認めません。
- (3) 参加資格確認基準日から優先交渉権者との契約締結までの期間に、構成員が「エ 構成企業等の要件」を満足しなくなった場合は、原則として、当該応募者の参加資格若しくは優先交渉権者の決定を取り消します。

オ 応募者の責務

本事業が公共事業であることに鑑み、中小受託事業者を選定する場合、また必要な資機材・消耗品等を調達する場合は、町内事業者の活用にも努めなければならない。

4. 参加手続き等

ア 現地説明会

現地説明会は開催しません。

現地（建設予定地）視察を希望する場合は個別に対応しますので、第 5 に記載の問い合わせ窓口へ希望日時等を E-mail で申し出てください。

イ 募集要項等に関する質疑の受付

募集要項等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

- 受付期間： 令和8年7月10日（金）～24日（金）17時
- 提出方法： 質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に記載の様式1に記入のうえ、第5に記載の問い合わせ窓口へE-mailに添付して提出してください。

ウ 募集要項等に関する質問に対する回答

募集要項等に関する質問への回答は、提出者名を除き、与論町のホームページへ令和8年8月3日（月）までに掲載します。

エ 参加表明に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する応募者は、様式集に定めるところにより、参加表明関係書類を下記により、代表企業が提出してください。

① 参加表明関係書類の受付期間等

- 受付期間： 令和8年8月3日（月）～12日（水）17時必着
- 提出先： 第5に記載の問い合わせ窓口
- 提出方法： 持参または郵送等（郵送等の場合は受取確認のできる方法に限る。）

② 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果は、代表企業に対し、令和8年8月17日（月）までに通知します。

③ 参加資格が無いとされた場合の説明要求

参加資格審査の結果、参加資格が無いと判断された応募者の代表企業は、その理由について書面で下記により説明を求めることができます。

- 提出期間： 令和8年8月13日（木）～19日（水）17時必着
- 提出先： 第5に記載の問い合わせ窓口
- 提出方法： 説明を求める旨を記載した書面（任意様式）を持参または郵送（郵送の場合は受取確認のできる方法に限る。）
- 回答方法： 応募者の代表企業に対し、説明を求める旨を記載した書面を受け付けた日から7日以内に書面で回答します。

5. 企画提案手続き等

ア 企画提案に関する事項

参加表明関係書類を提出し、参加資格があると認められた応募者は、様式集に定めるところにより、提案関係書類を下記により、代表企業が提出してください。

なお、一つの応募者につき、提出できる提案関係書類は一つとします。

① 提案関係書類の受付期間等

- 受付期間： 令和8年8月17日（月）～10月2日（金）17時必着
- 提出先： 第5に記載の問い合わせ窓口
- 提出方法： 持参または郵送等（郵送等の場合は受取確認のできる方法に限る。）

② 提案の上限金額

提案の上限金額は、下記のとおりです。

- 提案の上限金額： 一金 1,375,000,000 円也

(消費税及び地方消費税を含む。)

- ※ この金額は予定価格ではなく、企画提案の規模を示すものであるため、提案金額はこの上限金額を超えることはできません。
- ※ 契約は債務負担行為及び継続費に係る契約となるため、契約金額の支払いは、令和8年度から令和10年度の会計年度ごとに行うものとします。(会計年度ごとの支払額は、町と優先交渉権者の協議により決定するものとします。)

イ 参加辞退

参加資格審査の結果通知日以降、参加を辞退する場合は、代表企業が様式集に記載の様式3を提案関係書類の提出期間内に遅滞なく提出してください。

なお、提出方法は、持参または郵送等(郵送等の場合は受取確認のできる方法に限る。)とします。

6. 優先交渉権者の決定等

第一次審査(書類審査)、第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)を行い、審査基準に定めるところにより審査し、審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点を決定します。

ア 第一次審査(書類審査)

提案関係書類の審査を行い、二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の対象者として、3者程度を選定します。

なお、提案関係書類の提出者が3者以下の場合、その全てを二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の対象者として選定することがあります。

① 第一次審査(書類審査)の予定

- 実施時期： 令和8年10月上旬
- 結果通知： 令和8年10月上旬(代表企業に通知)

イ 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)

第一次審査(書類審査)で選定された応募者を対象に、第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)を実施します。

① 第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)の予定

- 実施日： 参加資格審査結果とあわせて通知します。
- 実施場所： 与論町役場

② プレゼンテーション・ヒアリングの方法

- ・ プレゼンテーション・ヒアリングの時間は、プレゼンテーション20分以内、ヒアリング40分程度とします。
- ・ 提案者の出席者は業務に直接従事する予定の者(6名以内)とし、説明や質疑応答を行ってください。なお、天候不良等の不測の場合を除き、オンラインでの参加は原

則、認めません。

- ・ プレゼンテーション・ヒアリング時に、所属や氏名などの自己紹介や社員証の着用など提案者が特定可能な言動や服装等を行うことはできません。
- ・ プレゼンテーションはMicrosoft PowerPoint またはPDF を用いて行ってください。
- ・ プレゼンテーション用のデータに盛り込む内容は提案関係書類に記載されている内容のみ（提案者が特定可能な箇所を除く。）とします。
- ・ 提案者はプレゼンテーション用データを保存したUSBメモリを持参し、プレゼンテーションは事務局が用意するパソコン及び周辺機器を用いて行うこととしますが、不測の事態に備えてプレゼンテーション用データを保存したパソコンも持参してください。

③ その他

- ・ プレゼンテーション・ヒアリングに出席しない場合は、原則として失格とします。ただし、天候不良や公共交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに第5に記載の問い合わせ窓口に連絡してください。
- ・ プレゼンテーション・ヒアリングは提案者と審査委員会委員のみの対面方式（非公開形式）とします。

ウ 優先交渉権者の決定及び公表

優先交渉権者の決定及び公表は次のとおりとします。

① 優先交渉権者の決定

町は審査委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点を決定します。

なお、優先交渉権者の決定をもって優先交渉権者の提案関係書類等に記載された全内容を承認するものではありません。

② 結果の決定及び通知・公表の予定

町は審査委員会における審査結果を取りまとめて、応募者全員に書面で通知するとともに、ホームページで公表するものとします。

○ 決定時期： 令和8年10月中旬

○ 結果通知： 令和8年10月中旬（代表企業に通知）

7. 提出書類等の取扱

ア 提出書類

参加表明関係書類及び提案関係書類等の提出書類は返却しません。

また、提出後の変更・差替は原則、認めません。

イ 経費負担

参加表明関係書類及び提案関係書類等の作成経費等、応募に要する経費は、応募者の負担とします。

ウ 使用する言語、通貨、単位

参加表明関係書類及び提案関係書類等の作成等に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によることとします。

エ 著作権

提案関係書類の著作権は、応募者に帰属しますが、町は応募された提案関係書類の内容について、審査結果の公表時及び当施設の作品集、記念誌等において利用することができるものとします。

また、町は応募者から提出された参加表明関係書類及び提案関係書類について、与論町情報公開条例（平成 17 年 3 月 31 日条例第 1 号）の規定に基づく請求があったときは、応募者から了承を得た場合にのみ第三者に開示することができるものとします。

オ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することにより結果生じる責任は、原則として応募者が負うものとします。

また、これによって町が損失または損害を被った場合には、当該応募者は町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならないものとします。

カ 提供資料

町が提供する資料等は、本プロポーザル以外の目的での使用を認めません。

第4 契約及び支払いに関する事項

1. 契約に関する基本事項

ア 契約内容等の決定

町と優先交渉権者は協議により、必要な範囲において、提案関係書類に記載の内容の追加・変更及び削除を行い、契約書（案）をもとに、契約内容等を決定することとします。

イ 契約金額の決定

町は決定した契約内容等に基づく見積書を優先交渉権者より徴収し、契約締結の交渉を行います。

なお、この場合において、契約金額は原則として、提案関係書類に記載の提案金額を超えない範囲とします。

ウ 契約保証

契約の締結時に必要となる契約保証については、契約書（案）に示します。

エ 契約金額の支払方法

町は令和8年度から令和10年度の会計年度ごとに契約金額の一部を支払うものとします。

なお、会計年度ごとの支払額は、町と優先交渉権者の協議により決定するものとします。

オ 仮契約の締結

町と優先交渉権者の協議及び見積書の徴収を踏まえ、仮契約を締結するものとします。

カ 契約の締結

仮契約は議会の議決をもって本契約とします。

キ 契約にかかる費用の負担

優先交渉権者による契約内容の第三者確認や印紙購入など契約の締結にかかる費用は優先交渉権者の負担とします。

2. 町と事業者の責任分担

ア 責任分担に関する基本的事項

本事業は、町と民間事業者が適正にリスクを分担することにより、低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであることから、民間事業者が担当する業務等については、町が責任を負うべき合理的な理由がある場合を除き、原則として当該民間事業者が責任を負うものとします。

イ リスク分担

町と民間事業者の基本的なリスク分担は、契約書によるものとします。

なお、契約書に規定のない事項については、双方の協議により定めることとします。

3. 契約書の内容等について疑義が生じた場合の措置

契約書の内容及び解釈について疑義が生じた場合、町と民間事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書の規定に従うものとします。

また、本事業に関する紛争については、本町を管轄する鹿児島地方裁判所名瀬支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第5 その他

1. 情報提供

本事業に関する情報は、与論町のホームページにより行います。

2. 問い合わせ窓口

与論町 教育委員会事務局 学務課

〒891-9301 鹿児島県大島郡与論町茶花 1418 番地 1

TEL：0997-97-2441 FAX：0997-97-4196

E-mail：gakumu@yoron.jp